

局取県公報

平成13年5月18日(金) 号外第54号

每週火•金曜日発行

次

告示農業近代化資金の利子補給率の一部改正(319)(経営指導課)1農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正(320)(")2中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正(321)(")3漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(322)(水産課)3漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正(323)(")5漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正(324)(")5

告示

鳥取県告示第319号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成13年5月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成13年 **5** 月18日

鳥取県知事 片 山 善博

前

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線に囲まれた部分に改める。

改 正 後 改 正

1 規則第2条第1項の利子補給率

	利	 子 補 給	率
農業近代化資金の種 類	農業近代化資金助成法 (昭和36年法律第202 号。以下「法」という。) 第2条第2項第1号、 第2号、第4号及び第 5号に掲げる財機関 が同条第1項第1号に 掲げる者に貸し付ける 場合	1号に掲げる融資 機関が同条第1項 第2号から第4号 までに掲げる者に 貸し付ける場合	2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第
(1) 規則別表第1 号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(2) 規則別表第2 号に掲げる資金	略	略	年 <u>0.4パーセント</u>
(3) 規則別表第3 号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント

1 規則第2条第1項の利子補給率

	利	子 補	給	率
農業近代化資金の種類	農業近代化資金助成法 (昭和36年法律第202 号。以下「法」という。) 第2条第2項第1号、 第2号、第4号及び第 5号に掲げる融資機関 が同次3者に貸し付ける 場合	1号に掲げ 機関が同条 第2号から までに掲げ	る融資 第1項 第4号 る者に	2号から第5号ま でに掲げる融資機 関が同条第1項第
(1) 規則別表第1 号に掲げる資金	略	略		年 <u>0.6パーセント</u>
(2) 規則別表第2 号に掲げる資金	略	略		年0.6パーセント
(3) 規則別表第3 号に掲げる資金	略	略		年0.6パーセント

(4) 規則別表第4 号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(5) 規則別表第5 号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(6) 規則別表第6 号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(7) 規則別表第7 号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補 給金(償還期限が10年以内であるものに限る。)を年 0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補 給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限 る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補 給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限 る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補 給金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限 る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補 給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限 る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.475パーセント</u>
市町村が規則第2条第2項第6号に規定する利子補 給金を年0.55パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.55パーセント</u>

3 規則附則第3項の利子補給率

	利	子 補 編	合	率
	法第2条第2項第1号、			法第2条第2項第
農業近代化資金の種	第2号、第4号及び第		19212 4	2号から第5号
展来近いに貝並の性類	うっに対ける既見成民	機関が同条第		でに掲げる融資格
炽	が同条第1項第1号に 掲げる者に貸し付ける		- 1	関が同条第1項第
	場合	貸し付ける場		2号から第4号までに掲げる者に負
	场口	貝し回りの場		し付ける場合
(1) 規則別表第1 号に掲げる資金	略	略	:	年0.4パーセント
(2) 規則別表第2 号に掲げる資金	略	略	:	年0.4パーセント
(3) 規則別表第3 号に掲げる資金	略	略		年 <u>0.4パーセント</u>
(4) 規則別表第4 号に掲げる資金	略	略		年 <u>0.4パーセント</u>
(5) 規則別表第6 号に掲げる資金		略		年 <u>0.4パーセント</u>
(6) 規則別表第7 号に掲げる資金	略	略		年0.4パーセント

(4) 規則別表第4 号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント
(5) 規則別表第5 号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント
(6) 規則別表第6 号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント
(7) 規則別表第7 号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補 給金(償還期限が14年以内であるものに限る。)を年0. 35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補 給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限 る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.375パーセント</u>
市町村が規則第2条第2項第6号に規定する利子補 給金を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.4パーセント</u>

3 規則附則第3項の利子補給率

		利	7	補	給	率	
	法第2条第2項第	第1号、	法第	2 条第	2 項第	法第2条第	2 項第
	第2号、第4号	及び第	1号	こ掲げ	る融資	2号から第	5号ま
農業近代化資金の種	5号に掲げる融	資機関	機関	が同条	第 1 項	でに掲げる	融資機
類	が同条第1項第	1号に	第2	号から	第4号	関が同条第	1 項第
	掲げる者に貸し	付ける	まで	こ掲げ	る者に	2号から第	4号ま
	場合		貸し	付ける	場合	でに掲げる	者に貸
						し付ける場	合
(1) 規則別表第1 号に掲げる資金	略		略			年0.6パー	セント
(2) 規則別表第2 号に掲げる資金	略		略			年0.6パー	セント
(3) 規則別表第3 号に掲げる資金	略		略			年0.6パー	セント
(4) 規則別表第4 号に掲げる資金	略		略			年 <u>0.6パー</u>	セント
(5) 規則別表第6 号に掲げる資金			略			年0.6パー	セント
(6) 規則別表第7 号に掲げる資金	略		略			年0.6パー	セント

鳥取県告示第320号

平成8年鳥取県告示第248号(農業近代化推進資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正する。 平成13年5月18日前に鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和41年鳥取県規則第24号)第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成13年 **5**月18日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改 正 後	改 正 前
伶什利泰	利 子 補 給 率	利 子 補 給 率
貸付利率	市町村県	市町村県
年 <u>1.6パーセント</u>	略略	年1.3パーセント 略 略

鳥取県告示第321号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正する。 平成13年5月18日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定 による利子補給率契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、 なお従前の例による。

平成13年 **5**月18日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

						利子神	甫 給 率							利子	前給 率																									
中山間地域活性化資金の種類等		ど資金の種類等	貸付期間	貸付	利率	規則第2条第3項 第1号、第3号及 び第5号に掲げる 融資機関が貸し付 ける場合		中山間地域活性化資金の種類等			中山間地域活性化資金		中山間地域活性化資金の種		中山間地域活性化資金の種類等		中山間地域活性化資金の種類等		中山間地域活性化資金の種類等		中山間地域活性化資金の種類等		中山間地域活性化資金の種類等		中山間地域活性化資金の種類等		中山間地域活性化資金の種類等		中山間地域活性化資金の種類等		中山間地域活性化資金の種類等		中山間地域活性化資金の種類等		中山間地域活性化資金の種類等		貸信	十利 率	規則第2条第3項 第1号、第3号及 び第5号に掲げる 融資機関が貸し付 ける場合	規則第2条第3 第2号、第4号 第6号及び第7 に掲げる融資機 が貸し付ける場
1 DO	(1)大	ア 貸付金の	11年以内		セント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	1 加		ア 貸付金の	14年以内	年1 45パ	ーセント以内	年1.10パーセント	年0.45パーセン																									
工流 通施	企業 以外		11年超13年以内			年1.35パーセント	年0.5パーセント	工流 通施	企業 以外	うち2億7,	144%	— 1.40 / (C7 1 9/13	T1.10/(E21	+0.40/\ C2																									
設整	の者	000万円以 下の部分	13年超14年以内			年1.25パーセント	年0.4パーセント	設整	の者	000万円以 下の部分	14年超15年以内	年1.5パー	セント以内	年1.05パーセント	年0.4パーセン1																									
備資	に貸	1 47 11973	14年超15年以内			年1.15パーセント	年0.3パーセント	備資	に貸																															
金	し付 ける	イ質付金の	11年以内 11年超13年以内		セント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント 年0.25パーセント	金	し付 ける	イ質付金の	14年以内	年1.70 パ	ーセント以内	年0.85パーセント	年0.2パーセン																									
	場合	うち2億7, 000万円を	11年超13年以内 13年超14年以内			年1.1パーセント	年0.25パーセント		場合																															
		超える部分	14年超15年以内			年0.9パーセント	年0.05パーセント				14年超15年以内	年1.75パ	ーセント以内	年0.8パーセント	年0.15パーセン																									
			11年以内		セント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント																																	
	(2)大企業に貸し付ける場合	業に貸し付け				年0.85パーセント			(2) 	企業に貸し付け	14年以内	年1.95パーセント以内	年0.6パーセント																											
			13年超14年以内			年0.75パーセント			る場																															
			14年超15年以内	年2.2パー	セント以内	年0.65パーセント					14年超15年以内	年2.00八	ーセント以内	年0.55パーセント																										
2 保	(1)大	ア 貸付金の	11年以内	年1.2パー	セント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント	2 保	(1)大	(1)大 企業 以外 の者 に貸	企業 うち2億7, 以外 000万円以 の者 下の部分	14年以内	Œ4 00 IT	ーセント以内	年1.35パーセント	E0 715-40																								
健機	企業	うち2億7,	11年超13年以内	年 1.25 パー	セント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント	健機				144400	4 1.20 /\	ーピント以内	年1.35パーセント	年0.7八一ピン																								
能増 進施	以外 の者		13年超14年以内	年1.35パー	セント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント	能增進施				00001110	14年超15年以内	年1 25パ	ーセント以内	年1.3パーセント	年0.65パーセン																							
設整	に貸	下の部分	14年超15年以内	年 1.45 パー	セント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	設整				14-12-13-14-14	— 1.23/(C2 1 9/13	71.57	T0:00/(E)																								
備資	し付	イ 貸付金の	11年以内		セント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	備資	し付	イ 貸付金の	14年以内	年1.45パ	ーセント以内	年1.10パーセント	年0.45パーセン																									
金	ける 場合	うち2億7,	11年超13年以内			年1.35パーセント	年0.5パーセント	金 金	ける 場合	うち2億7,																														
	480	000万円を超える部分	13年超14年以内			年1.25パーセント	年0.4パーセント		490	000万円を超える部分	14年超15年以内	年1.5パー	セント以内	年1.05パーセント	年0.4パーセン																									
		RE/C V IP/J	14年超15年以内			年1.15パーセント	年0.3パーセント			KE/C W III/J																														
			11年以内 11年超13年以内		セント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント				14年以内	年1.70パ	ーセント以内	年0.85パーセント	年0.2パーセン																									
	(2)大1	≧業に貸し付け	11年超13年以内 13年超14年以内			年1.1パーセント	年0.25パーセント 年0.15パーセント		(2)大1	企業に貸し付け ≏																														
	0 √#1	1	14年超15年以内			年0.9パーセント	年0.05パーセント		0.781	-	14年超15年以内	年1.75パ	ーセント以内	年0.8パーセント	年0.15パーセン																									
3 生活	環境施設	發備資金	25年以内		セント以内	年1.25パーセント		3 生	舌環境施設	设整備資金	25年以内	年1.3パー	・セント以内	年1.25パーセント	年0.6パーセン																									

鳥取県告示第322号

平成8年鳥取県告示第250号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。 平成13年5月18日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。 平成13年 **5**月18日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

		改	正後					改	正前		
		利 ·	子 補 給	率				利	子 補 絲	率	
漁業近代化資金の種類	成和律以と第2号4に融法444第下い23項か号掲資でう条第らまげ機の法号。	法第5げ機同項か号びに第2号る関条第らま第掲資、1号5及号る	法第1げ機同項に者付合第2項に融が第6げ貸る条第掲資、1号るし場	法第2第掲資同項か号掲で3項及号る関第6第でる項第6第でる項第6額でる項	第5げ機同項か号掲(10げあ令にる除に2号る関条第らまげ同号るっ第規団く貸項に融が第6第でる項に者に5定体。し第掲資、1号10に者第掲によ条すを)付		成法(昭 和44年第52号。 以という。) 第2項第1 号から第1	法第5げ機同項か号びに者第2号る関条第らま第掲(会第3分のでは、ままのでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、ままままでは、ままままでは、ままままでは、まままますが、まままますが、ままま	法第1げ機同項に者付合第2項に融が第6げ貸る条第掲資、1号るし場	法第2第2 第2 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第5 第6 第10	第5げ機同項か号掲(10 げあ令にる除に2号る関条第らまげ同号るっ第規団く貸項に融が第6第でる項に者で5定体。して第推資、1号にはます。
略						略					
4 見別表にげ資 る金	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	4 規別 3 掲る金	略	略	略	年0.6パーセント	年0.6パーセン
5 見別表にげ資 3	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	5 規別 4 掲る金	略	略	略	年0.6パーセント	年0.6パーセン
略				•	•	略		•		•	•

8規別7掲る金	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	8 規別7掲る金	略	略	略	年0.6パーセント	年0.6パーセント
9規別8掲る金	略	略	略	<u>年0.4パーセント</u>	<u>年0.4パーセント</u>	9 規別8 掲る金	略	略	略	年0.6パーセント	年0.6パーセント

鳥取県告示第323号

平成8年鳥取県告示第251号(漁業経営維持安定資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正する。 平成13年5月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成13年 **5**月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
貸 付 利 率 利 子 補 給 率	貸 付 利 率 利 子 補 給 率
年 <u>1.6パーセント</u> 略	年1.3パーセント 略

鳥取県告示第324号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正する 平成13年5月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成13年 **5**月18日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。 6 平成13年**5**月18日 金曜日 鳥 取 県 公 報

改 正 後 改 正 前 1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条 1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条 の利子補給率 の利子補給率 利子補給率 資金の種類 貸付利率 資金の種類 貸付利率 利子補給率 規則別表第6号の資金 年2.225パーセント 規則別表第6号の資金 年1.925パーセント 略 略 その他の資金 略 その他の資金 略 年2.1パーセント 年1.8パーセント 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率 利子補給率 利子補給率 貸付利率 貸付利率 年2.1パーセント 略 年1.8パーセント 略

(号外)第54号